2　田園住居地域内の農地において行われる土地の形質の変更等については、市町村長の許可を受けなければならないこととした。（第五二条関係）

六　建築基準法の一部改正関係

新たに設けられた田園住居地域における建築物の敷地、構造、建築設備及び用途に関する制限について定めることとした。（第四八条、第五二条、第五三条、第五四条～第五六条及び別表第二～別表第四関係）

七　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律（法律第二七号）（総務省）

一　電波法の一部改正関係（第一条関係）

1　電波利用料制度の見直し関係

㈠　免許人等が電波利用料として国に納めなければならない金額の改定を行うこととした。

㈡　電波利用料の使途の特例として、平成三二年三月三一日までの間、三の施行期日の前日において行われ、その翌日以後も引き続き行われる衛星基幹放送の受信を目的とする電波法第三章に定める技術基準に適合する一定の受信設備であって、当該衛星基幹放送と同一の周波数の電波を使用して同時に行われる衛星基幹放送の電波を受けるための空中線を接続した場合に当該技術基準に適合しないこととなるものについて、当該技術基準に適合させる改修のために必要な援助を追加することとした。

2　電気通信業務を行うことを目的としない船舶地球局の実用化に係る規定の整備関係

電気通信業務を行うことを目的としない船舶地球局の実用化に伴い、免許の申請書の添付書類に係る記載事項を定める等の規定の整備を行うこととした。

3　登録検査等事業者等がその業務に使用する測定器等の較正等に係る期間の延長関係

登録検査等事業者等が無線設備の点検等に使用する測定器等の較正等について、現在一年とされている較正等に係る期間を、当該点検等を行うのに優れた性能を有する測定器等として総務省令で定めるものに該当するものについては、当該測定器等の区分に応じ、一年を超え三年を超えない範囲内で総務省令で定める期間とすることとした。

4　電波の利用状況の調査等に係る周期の見直し関係

現在おおむね三年ごととされている電波の利用状況の調査等の周期について、その規定を削除し、総務省令で定めることとした。

5　航空機局等の無線設備等の点検その他の保守に関する規程の認定制度の整備関係

航空機局等の免許人が、無線設備等の点検その他の保守に関する規程を定めて総務大臣の認定を受けることができることとし、認定の基準その他の所要の規定を設けるとともに、当該認定に係る航空機局等を定期検査の対象外とすることとした。

6　その他規定の整備をすることとした。

二　電気通信事業法の一部改正関係（第二条関係）

1　登録認定機関がその業務に使用する測定器等の較正等に係る期間の延長関係

登録認定機関が端末機器の技術基準適合認定に使用する測定器等の較正等について、現在一年とされている較正等に係る期間を、当該技術基準適合認定を行うのに優れた性能を有する測定器等として総務省令で定めるものに該当するものについては、当該測定器等の区分に応じ、一年を超え三年を超えない範囲内で総務省令で定める期間とすることとした。

2　その他規定の整備をすることとした。

三　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（法律第二八号）（内閣官房）

1　総則

㈠　目的

この法律は、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関し、国の責務、基本方針の策定、匿名加工医療情報作成事業を行う者の認定、医療情報等及び匿名加工医療情報の取扱いに関する規制等について定めることにより、健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出を促進し、もって健康長寿社会の形成に資することを目的とすることとした。（第一条関係）

㈡　国の責務

国は、健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出に関する施策の一環として、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関し必要な施策を講ずる責務を有することとした。（第三条関係）

2　医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する施策

㈠　基本方針

政府は、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する基本方針を定めなければならないものとすることとした。（第四条関係）

㈡　国の施策

国は、広報活動等、国民の理解を深めるよう必要な措置並びに適正な規格の整備、その普及及び活用の促進その他の必要な措置を講ずるとともに、情報システムの整備、その普及及び活用の促進その他の必要な措置を講ずるよう努めることとした。（第五条～第七条関係）

3　認定匿名加工医療情報作成事業者

㈠　匿名加工医療情報作成事業を行う者の認定

匿名加工医療情報作成事業を行う者（法人に限る。）は、申請により、匿名加工医療情報作成事業を適正かつ確実に行うことができるものと認められる旨の主務大臣の認定を受けることができることとするとともに、その他所要の事項を定めることとした。（第八条～第一六条関係）

㈡　医療情報等及び匿名加工医療情報の取扱いに関する規制

(1)　認定匿名加工医療情報作成事業者は、法令に基づく場合又は人命の救助、災害の救援その他非常の事態への対応のため緊急の必要がある場合を除くほか、医療情報の提供を受けた場合は、認定事業の目的の達成に必要な範囲を超えて、当該医療情報を取り扱ってはならないこととした。（第一七条関係）

(2)　認定匿名加工医療情報作成事業者は、匿名加工医療情報を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる医療情報を復元することができないようにするために必要なものとして、主務省令で定める基準に従い、当該医療情報を加工しなければならないものとし、認定匿名加工医療情報作成事業者及び匿名加工医療情報取扱事業者（匿名加工医療情報データベース等を事業の用に供している者をいう。以下同じ。）が、匿名加工医療情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工医療情報の作成に用いられた医療情報に係る本人を識別するために、当該匿名加工医療情報を他の情報と照合してはならないこと等とするとともに、認定匿名加工医療情報作成事業者又は㈢の認定を受けた者（以下「認定医療情報等取扱受託事業者」という。）が匿名加工医療情報を作成する場合等についての個人情報保護法の適用について定めることとした。（第一八条関係）

(3)　認定匿名加工医療情報作成事業者は、認定事業に関し管理する医療情報等又は匿名加工医療情報を利用する必要がなくなったときは、遅滞なく、当該医療情報等又は匿名加工医療情報を消去しなければならないこととした。（第一九条関係）

(4)　認定匿名加工医療情報作成事業者は、認定事業に関し管理する医療情報等又は匿名加工医療情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該医療情報等又は匿名加工医療情報の安全管理のために必要かつ適切なものとして主務省令で定める措置を講じなければならないこととした。（第二〇条関係）